

小学校新旧指導要領の水泳の取り扱いの比較

現行指導要領（平成 11 年より、平成 14 年完全移行）

第 2 章 各教科

第 9 節 体育

第 2 各学年の目標及び内容

〔第 1 学年及び第 2 学年〕

2 内容

A 基本の運動

(1) 走・跳の運動遊び、力試しの運動遊び、器械・器具を使つての運動遊び、用具を操作する運動遊び、水遊び及び表現リズム遊びについて、仲間との競争、いろいろな課題への取組などを楽しく行うとともに、体の基本的な動きや各種の運動の基礎となる動きができるようになる。

(2) 順番やきまりを守って仲よく運動をしたり、運動をする場所や器械・器具の安全に気を付けたり、水遊びの心得を守ったりすることができるようにする。

3 内容の取扱い

(1) 内容の「A 基本の運動」の「走・跳の運動遊び」、「器械・器具を使つての運動遊び」、「水遊び」及び「表現リズム遊び」については、2 学年にわたって指導するものとする。

新指導要領（平成 21 年度より移行、小学校平成 23 年度全面実施）

第 2 章 各教科 第 9 節 体育

第 2 各学年の目標及び内容

2 内容

〔第 1 学年及び第 2 学年〕

D 水遊び

(1) 次の運動を楽しく行い、その動きができるようにする。

ア 水に慣れる遊びでは、水につかたり移動したりすること。

イ 浮く・もぐる遊びでは、水に浮いたりもぐったり、水中で息を吐いたりすること。

(2) 運動に進んで取り組み、仲よく運動をしたり、水遊びの心得を守って安全に気を付けたりすることができるようにする。

(3) 水中での簡単な遊び方を工夫できるようにする。

〔第3学年及び第4学年〕

2 内容

A 基本の運動

- (1) 走・跳の運動，力試しの運動，器械・器具を使つての運動，用具を操作する運動及び浮く・泳ぐ運動について，仲間との競争，いろいろな課題への取組などを楽しく行うとともに，体の基本的な動きや各種の運動の基礎となるよい動きができるようになる。
- (2) 順番やきまりを守って仲よく運動をしたり，運動をする場所や器械・器具の安全に気を付けたり，浮く・泳ぐ運動の心得を守ったりすることができるようにする。

D 水泳

- (1) 自己の能力に適した課題をもち，クロール及び平泳ぎの技能を身に付け，ある程度続けて泳ぐことができるようになる。
- (2) 互いに協力して水泳をしたり，水泳プールのきまりや水泳の心得を守って安全に水泳をしたりすることができるようにする。
- (3) 自己の能力に適した課題をもち，活動を工夫することができるようにする。

3 内容の取扱い

- (3) 内容の「C 器械運動」及び「D 水泳」については，原則として第4学年で指導するものとする。その場合，「A 基本の運動」の(1)の「器械・器具を使つての運動」及び「浮く・泳ぐ運動」は取り扱わないものとする。

〔第3学年及び第4学年〕

D 浮く・泳ぐ運動

- (1) 次の運動を楽しく行い，その動きができるようにする。
 - ア 浮く運動では，いろいろな浮き方やけ伸びをすること。
 - イ 泳ぐ運動では，補助具を使つてのキックやストローク，呼吸をしながらの初歩的な泳ぎをすること。
- (2) 運動に進んで取り組み，仲よく運動をしたり，浮く・泳ぐ運動の心得を守って安全に気を付けたりすることができるようにする。
- (3) 自己の能力に適した課題をもち，動きを身に付けるための活動を工夫できるようにする。

〔第5学年及び第6学年〕

2 内容

D 水泳

- (1) 自己の能力に適した課題をもち、クロール及び平泳ぎの技能を身に付け、続けて長く泳ぐことができるようにする。
- (2) 互いに協力して水泳をしたり、水泳プールのきまりや水泳の心得を守って安全に水泳をしたりすることができるようにする。
- (3) 自己の能力に適した課題を決め、課題の解決の仕方を工夫することができるようにする。

3 内容の取扱い

- (2) 内容の「D水泳」の(1)については、学校の実態に応じて背泳ぎを加えて指導することができる。

〔第5学年及び第6学年〕

2 内容

D 水泳

- (1) 次の運動の楽しさや喜びに触れ、その技能を身に付けることができるようにする。
 - ア クロールでは、続けて長く泳ぐこと。
 - イ 平泳ぎでは、続けて長く泳ぐこと。
- (2) 運動に進んで取り組み、助け合って水泳をしたり、水泳の心得を守って安全に気を配ったりすることができるようにする。
- (3) 自己の能力に適した課題の解決の仕方や記録への挑戦の仕方を工夫できるようにする。

3 内容の取扱い

- (2) 内容の「D水泳」の(1)については、水中からのスタートを指導するものとする。また、学校の実態に応じて背泳ぎを加えて指導することができる。

第3 指導計画の作成と各学年にわたる内容の取扱い

- 1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。
 - (2) 一部の領域の指導に偏ることのないよう授業時数を配当すること。
- 2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。
 - (2) 「水遊び」、「浮く・泳ぐ運動」及び「水泳」の指導については、適切な水泳場の確保が困難な場合にはこれらを取り扱わないことができるが、これらの心得については、必ず取り上げること。
 - (3) 「クロール」及び「平泳ぎ」の指導については、スタートも取り上げること。その際、安全に十分留意すること。
 - (5) 「自然とのかかわりの深い雪遊び、氷上遊び、スキー、スケート、水辺活動などの指導については、地域や学校の実態に応じて積極的に行うことに留意すること。

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1. 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。
 - (2) 一部の領域の指導に偏ることのないよう授業時数を配当すること。
2. 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。
 - (2) 「D水遊び」、「D浮く・泳ぐ運動」及び「D水泳」の指導については、適切な水泳場の確保が困難な場合にはこれらを取り扱わないことができるが、これらの心得については、必ず取り上げること。
 - (4) 自然とのかかわりの深い雪遊び、氷上遊び、スキー、スケート、水辺活動などの指導については、地域や学校の実態に応じて積極的に行うことに留意すること。

中学校新旧指導要領の水泳の取り扱いの比較

現行指導要領（平成 11 年より、平成 14 年完全実施）

第 2 章 各教科 第 7 節 保健体育

第 2 各分野の目標及び内容

2 内容

D 水泳

(1) 自己の能力に適した課題をもって次の運動を行い、その技能を高め、続けて長く泳いだり、速く泳いだりすることができるようにする。

ア クロール

イ 平泳ぎ

ウ 背泳ぎ

(2) 互いに協力して練習ができるようにするとともに、水泳の事故防止に関する心得を守り、健康・安全に留意して練習ができるようにする。

(3) 自己の能力に適した課題の解決を目指して、練習の仕方を工夫することができるようにする。

3 内容の取扱い

(1) 内容の各領域については、次のとおり取り扱うものとする。

ア 第 1 学年においては、「A 体づくり運動」から「E 球技」まで及び「H 体育に関する知識」については、すべての生徒に履修させること。「F 武道」及び「G ダンス」について

新指導要領（平成 21 年度より移行、中学校平成 24 年度全面実施）

第 2 章 各教科 第 7 節 保健体育

第 2 各分野の目標及び内容

〔体育分野 第 1 学年及び第 2 学年〕

2 内容

D 水泳

(1) 次の運動について、記録の向上や競争の楽しさや喜びを味わい、泳法を身に付けることができるようにする。

ア クロールでは、手と足、呼吸のバランスをとり速く泳ぐことと。

イ 平泳ぎでは、手と足、呼吸のバランスをとり長く泳ぐことと。

ウ 背泳ぎでは、手と足、呼吸のバランスをとり泳ぐこと。

エ バタフライでは、手と足、呼吸のバランスをとり泳ぐこと。

(2) 水泳に積極的に取り組むとともに、勝敗などを認め、ルールやマナーを守ろうとすること、分担した役割を果たそうとすることなどや、水泳の事故防止に関する心得など健康・安全に気を配ることができるようにする。

(3) 水泳の特性や成り立ち、技術の名称や行い方、関連して高まる体力などを理解し、課題に応じた運動の取り組み方を工夫できるできるようにする。

は、これらのうちから一を選択して履修できるようにすること。

イ 第2学年及び第3学年においては、「A 体づくり運動」及び「H 体育に関する知識」については、すべての生徒に履修させること。「B 器械運動」から「D 水泳」までについてはこれらのうちから一又は二を、「E 球技」から「G ダンス」までについてはこれらのうちから二をそれぞれ選択して履修できるようにすること。

(2) 内容の「A 体づくり運動」から「G ダンス」までに示す事項については、各学年において次のとおり取り扱うものとする。

エ 「D 水泳」の(1)の運動については、これらのうちから選択して履修できるようにすることとし、泳法との関連においてスタート及びターンも取り上げること。その際、スタートの指導については、段階的な指導を行うとともに安全に十分留意すること。なお、水泳の指導については、適切な水泳場の確保が困難な場合にはこれを扱わないことができるが、水泳の事故防止に関する心得については、必ず取り上げること。

また、保健分野の応急手当との関連を図ること。

(3) 内容の「A 体づくり運動」から「G ダンス」までの領域及び運動の選択並びにその指導に当たっては、地域や学校の実態及び生徒の特性等を考慮するものとする。その際、指導に当たっては、内容の「H 体育に関する知識」との関連を図るとともに、内容の「B 器械運動」から「G ダンス」までの領域については、それぞれの運動の

〔体育分野 第3学年〕

2 内容

D 水泳

(1) 次の運動について、記録の向上や競争の楽しさや喜びを味わい、効率的に泳ぐことができるようにする。

ア クロールでは、手と足、呼吸のバランスを保ち、安定したペースで長く泳いだり速く泳いだりすること。

イ 平泳ぎでは、手と足、呼吸のバランスを保ち、安定したペースで長く泳いだり速く泳いだりすること。

ウ 背泳ぎでは、手と足、呼吸のバランスを保ち、安定したペースで泳ぐこと。

エ バタフライでは、手と足、呼吸のバランスを保ち、安定したペースで泳ぐこと。

オ 複数の泳法で泳ぐこと、又はリレーをすること。

(2) 水泳に自主的に取り組むとともに、勝敗などを冷静に受け止め、ルールやマナーを大切にしようとすること、自己の責任を果たそうとすることなどや、水泳の事故防止に関する心得など健康・安全を確保することができるようにする。

(3) 技術の名称や行い方、体力の高め方、運動観察の方法などを理解し、自己の課題に応じた運動の取り組み方を工夫できるようにする。

特性に触れるために必要な体力を生徒自ら高めるように留意するものとする。

(4) 自然とのかかわりの深いスキー、スケートや水辺活動などの指導については、地域や学校の実態に応じて積極的に行うことに留意するものとする。

(5) 集合、整とん、列の増減、方向変換などの行動の仕方を身に付け、能率的で安全な集団としての行動ができるようにするための指導については、内容の「A 体づくり運動」から「G ダンス」までの領域において適切に行うものとする。

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 授業時数の配当については、次のとおり取り扱うこと。

イ 体育分野の授業時数は、各学年にわたって適切に配当すること。

ウ 体育分野の内容の「A 体づくり運動」から「H 体育に関する知識」までの領域の授業時数は、その内容の習熟を図ることができるよう考慮して配当すること。

以上現行指導要領より

(内容の取扱い)

(1) 内容の各領域については、次のとおり取り扱うものとする。

ア 第1学年及び第2学年においては、「A体づくり運動」から「H 体育理論」までについては、すべての生徒に履修させること。

その際、「A体づくり運動」及び「H体育理論」については、2学年にわたって履修させること。

イ 第3学年においては、「A体づくり運動」及び「H体育理論」については、すべての生徒に履修させること。「B器械運動」、

「C 陸上競技」、「D水泳」及び「Gダンス」についてはこれらの中から一以上を、「E球技」及び「F武道」についてはこれらの中から一以上をそれぞれ選択して履修できるようにすること。

(2) 内容の「A体づくり運動」から「H体育理論」までに示す事項については、次のとおり取り扱うものとする。

エ 「D水泳」の(1)の運動については、第1学年及び第2学年においては、アからエまでの中からア又はイのいずれかを含む二

を選択して履修できるようにすること。第3学年においては、

アからオまでの中から選択して履修できるようにすること。また、泳法との関連において水中からのスタート及びターンを取り上げること。なお、水泳の指導については、適切な水泳場の

確保が困難な場合にはこれを扱わないことができるが、水泳の





事故防止に関する心得については、必ず取り上げること。また、保健分野の応急手当との関連を図ること。

- (3) 内容の「A体づくり運動」から「Gダンス」までの領域及び運動の選択並びにその指導に当たっては、地域や学校の実態及び生徒の特性等を考慮するものとする。その際、指導に当たっては、内容の「B器械運動」から「Gダンス」までの領域については、それぞれの運動の特性に触れるために必要な体力を生徒自ら高めるように留意するものとする。
- (4) 自然とのかかわりの深いスキー、スケートや水辺活動などの指導については、地域や学校の実態に応じて積極的に行うことに留意するものとする。
- (5) 集合、整頓（とん）、列の増減、方向変換などの行動の仕方を身に付け、能率的で安全な集団としての行動ができるようにするための指導については、内容の「A体づくり運動」から「Gダンス」までの領域において適切に行うものとする。

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 授業時数の配当については、次のとおり取り扱うこと。
- イ 体育分野の授業時数は、各学年にわたって適切に配当すること。その際、体育分野の内容の「A体づくり運動」については、

各学年で7単位時間以上を、「H体育理論」については、各学年で3単位時間以上を配当すること。

- ウ 体育分野の内容の「B器械運動」から「Gダンス」までの領域の授業時数は、その内容の習熟を図ることができるよう考慮して配当すること。
- エ 保健分野の授業時数は、3学年間を通して適切に配当し、各学年において効果的な学習が行われるよう適切な時期にある程度まとまった時間を配当すること。

以上新学習指導要領より